

法

學

商
法

一橋法學ということは次のような意味に使われる。

- A 一橋學園における法學
 - B 一橋學園（商科大學）においての教授および學生により研究せられる法學
 - C 一橋學問の傳統を擔う法學
 - D 一橋學園出身者によりて研究される法學
- 因みに一橋學園とは、商法講習所・東京高商・同專攻部・東京商科大學を経て一橋大學にまで至った學園を總て含む。以下において簡單のため、Aの意味の一橋法

吉
永
榮
助

學、あるいはBの意味の一橋法學などというときは、それぞれ右に掲げた意味での一橋法學をいうものとする。

Aの意味は通俗的ではあるが、しかし外部から一橋法學がどう評價されたかという点について意味を持つ。Bは單に教授および學生がそこで研究するというだけでなく、その特殊性がどこに存するか、その學問的方法いかんという問題になり、Cと密接な關係を持つて來る。Cの場合にはただその特殊性が一橋の學問の傳統とその全體においてどのような地位を持つかということを中心とする。一橋法學が盛になればDの意味の法學も廣く行われ、東京大學・京都大學その他の諸大學と同様に有力な

教授・法曹家その他の實務家が輩出するようにならう。特に有力な實業家で立法並びに法解釋學に多大の貢獻をされる人々の續出されることを期待できよう。

Aの意味の一橋法學に對しては外部からかなり厳しい批判があつたし、今後もわれわれは安易な氣持を持つてはならない。かつて孫田秀春博士と故岩田新博士とに對してなされた批判をわれわれはここで再認識しよう。孫田博士はすでに勞働法の研究をもつて學位をとつておられたが、また民法の講座も擔當されていた。そして民法のテキストに使うべく「民法總則上卷」(昭和八年)を世に出されたときに批判が行われた。すなわち故末弘博士はこれを法學協會雜誌五二卷一號に非常に辛辣な批判を下した。それは孫田博士が民法理論の團體的修正ということを甘く見過ぎていることと著者の展開した民法理論の中にその成果が出ていないということにあつた。

しかし孫田博士がいわんとしているのは、日常生活において學問より先に事實上において修正の行われている社會現象であつて、それを平凡な對話としてその序文の中に書いたのである。これに對して末弘博士は學問的に

嚴格な成果を期待していたのであつて(例えばマックス・ウーバーを引用)、従つて折角の對話も「われわれ頭の悪いものにはそれが一體何を意味しているのかトント理解することが出来ない」とさえ述べている。この序文の對話が團體主義的修正の適當な例であるか否かは別として、いち早くそうしたものを周圍の事象の中から看取しようとした意圖は首肯されるべきであらう。

梅・富井兩博士の正統を繼ぐと自負される故岩田新博士は、足掛け七年の苦心の末、大著「占有理論」(昭和七年、八八二頁)を發表された。これは學位論文となつたものであるが、その批評(原田慶吉・法學協會雜誌五三卷一號)も亦かなり厳しいものであつた。しかしそれは業績そのものに對する批判よりも、その研究の下準備に關してのものであつた。すなわちラテン語並びにローマ法に餘り通じていない岩田博士に對して、その法源の利用と譯語について原田氏は攻撃されたのであつた。確かに自我心の強い岩田先生は獨特の假名づかい(例えばザリルレロ・グヱウエデ)を使い、獨特の譯語を使用されている。恐らくローマ法源について獨特の讀方をしたことは原田氏の

指摘される通りであろう。しかし岩田先生が至極残念に思っておられたことは、自分の研究の本筋について民法學者の批判を得なかつたことであつて、筆者に對して「言葉上のアラは疊の埃みたいなものだ」と屢々いわれた。なお岩田先生は岩波の法律辭典の占有に關する項目は殆んどすべて執筆されているのであつて、この方面の權威としてその地位が確立されたといえる。

Bの意味の一橋法學が初めて明確にされたのは田中誠二博士によつてであつた。それは昭和八年六月「商法學及び國際商法論の近時の傾向と商大法學の地位」と題する一橋講堂における公開講座の講演によつてである。ここにおいて今まで莫然と使われていた商大法學もしくは一橋法學という言葉の意味が方法的に明かにされたのである。

一橋法學は何も商法に限つたことではないのであるが、商法學者たる田中誠二博士によつて商法學の領域においてその特殊性を樹立せんとしたところに重要な意味を認める。なお本學出身者たる米谷博士もその獨特の方法をもつて展開された制度理論による商法學を建設しつ

つあることも注目すべきである。

二

商法學關係の一橋學問の傳統の回顧と反省に當つて、われわれは商學の性質から考察せねばならない。何となれば商學の概念とその範圍が必ずしも明確でなく、實用的な見地から商に必要な知識を集めたものと當初は考えられていたからである。そうなれば當然法律の知識もそこへ包含されているのであつて、就中商法の知識はその重要な部分をなしているといえる。ただこの部分が商學の一部をなしているが、法學の一部門ではないということと、商法では規範的に考察されるのに對して、商學では經濟學的に考察されるだけの違いである。しかし社會的物事から見れば、おのおのその一面をなしているといえる。例えば株式會社は商法的に研究されることはもちろんであるが、商學的にも經濟的の見地から取扱うことができる。この株式會社經濟論の著作として商學士兒林百合松「會社論」(明治四五年)と故上田貞次郎博士の「株式會社經濟論」(大正二年)がある。又こゝでわれわ

これは株式會社に關する上田・福田・關博士の論争の経過を述べなければならぬ。何となればこの論争を通して法律と經濟の關係についての當時の一端の考え方を知ることができ、これが一橋法學の方法論に對しても多くの影響を與えていると見られる。

上田博士が株式會社の要件として、(1)株式制度、(2)重役制度、(3)有限責任を擧げたのに對し、福田博士は「右は法律上・形式上の問題と經濟上・實質上の問題とを混同したものであり、獨斷的である」とし、レーマンのいわゆる四要素説を採用する。これに對し上田博士は「レーマンの説は株式會社の概念そのものであり、自己の説は株式會社を他の會社と對照し、その特色を明かにしようとしたものである。従つてレーマンの要件の中、會社および基本資本は論ずるに及ばない」としている。上田博士の説は自らも認めておられるごとく、確かに法律上の問題と經濟上の問題とを混同されてはいるが、株式會社の法律上の性質とは別個に經濟上の特色を鋭く指摘された點は注目すべきである。

この論争は端なくも、株式會社企業についての法律論

商
法

と經濟論の關係を明らかにした。そして、一橋の學問の問題を研究せんとする者の一半は法律から經濟學商學を考察するか、經濟學商學から法律を考察するかの何れかを経ねばならない。このことは今日においても同様である。この一例は海商の領野であろう。こゝに商學士と雖も法的考察に長じていることを充分に示している。抑も海商法ないし海法においては商法と他の商學關係の學問との交渉が非常に密接とされる。従つて海商法においては商學を學ぶ者にとつても法學の知識は不可欠であり、また商學の加藤由作教授が海商法を擔當されたこともある位である。なお藤本教授および加藤教授の著書・論文は商法學者によつて屢々引用されていることは周知のごとく、従つて商法關係において必讀の參考書といえる。

(例えば小町谷博士有井教授の海上保險法の著書論文)又海法なる名稱の初めて學校の科目となつたのは、故松波博士が明治三四年東京高等商業學校專攻部において講義をされたときであり、東京大學は明治四〇年以後この學名になつたのである。つまり海法講座の元祖は一橋學園であつた。このことは松波博士の著述「海法」(昭和四

年現代法學全集一六卷一一頁)によつて明かである。

三

本學の過去において、商法の教授として盡された一人に青山衆司博士がいる。恐らく本格的な商法の講義は青山博士から始まるといえるのではなからうか。青山博士の業績は保險契約法に殆んど集中した觀があり、これらの論文を集められて「保險契約法研究」(昭和一四年)の一卷をなしている。保險關係の學問の回顧については「保險」に關する稿に譲り、ただここでは「保險」を除外した部分について青山博士を中心として若干説明をつけ加ふるに止める。

まず青山衆司博士還曆記念論文集「商法及保險の研究」(昭和六年)が初めて主に本學關係の諸教授によつて商法および保險關係の論文を掲載した點に注目すべきであろう。その内容は商法擔當の本間・田中(誠)・米谷の諸教授の論文(有價證券の概念に就て、伊太利司法大臣ロッコ教授の商法自治性説に付て、機關としての取締役と個人としての取締役)のみならず、商學擔當の藤本・加藤兩教授によつ

て海上保險法の論文(海上保險法の特異性に就て、海上保險約款改正案に現われたる繼續約款)も發表され、さらに民法の常盤元教授の論文(商事に關する犯罪)も含まれている。

本間先生は寡作であるが、その代表的なものは右に掲げた論文である。この中で採られている方法論は次のような注目すべきものがある。まず「法的制度は次に經濟生活の上層建築とは考えない。しかし商法の多くの制度は正義によりて制約された範圍内において直接には經濟生活の目的に貢獻せんがために存在するものであると理解される。有價證券の制度も亦同様である。従つて經濟生活において有價證券の任務目的を觀察しその手段たる有價證券の法的特質・有價證券制度の合理的目的を研究し、これをもつて有價證券の法律的概念構成の基本原理とすることは、概念構成の順序として甚だしく誤つたものではないであらう」とされる。そして經濟生活において證券の及ぼす效用として資本調達方法・金錢取引の關係・不動産および動産の價値の Mobilisieren および物品取引の簡易化の問題につき證券の有する任務目的からその考察を進める。それについては Leist の敘述に多く

據っているように思われる。本間先生は結局「權利流通を容易ならしめるためという目的をもって、有價證券の概念構成においてその選擇原理と解することは、十分その法學的價値を明かならしめるものと考えて差支えないと信ずる」とされる。

以上明かなごとく法律概念の構成に先行させて、その經濟目的並びに任務を考察していることは一橋法學の方法論を踐んでいるといえるであろう。即ち本間教授もCの一橋法學の建設と實現を目指されたと言える。今日から見れば當然のことかも知れないが、當時概念法學萬能のときに、このような目的論的解釋の主張は先見的意義を有した。然しこれを方法論として明瞭にされたのは既に掲げた田中誠二博士の論文である。

田中誠二先生の著書・論文に關しては枚舉に遑なしの感があるが、本稿に最も關係の深いものは、前掲の講演に相當の修正削除を施された「商法學の近時の傾向と商大法學の地位」(昭和十三年、一橋論叢一卷五號)であり、これは一橋法學の方法論において劃期的なものであって、先生の學位論文たる大著「船荷證券免責條款論」(昭和

商
法

一四年)の基盤をなすものである。以下この兩著を中心に考察して行くこととする。なお後者の緒論第二章中の「商法學の近時の傾向に基く考察方法」および前者は、それぞれその題名をもって論文集「現代商法學理論の重要問題」(昭和二十八年)の七四頁以下および一〇二頁以下に収録されている。

まず一九世紀後半に法學一般において全盛であった論理主義・概念主義ないし法實證主義特に成文法尊重主義を舊派とし、自然法の再生ないし新自然法の思想を基盤とする商法學說を新派の名稱で呼ばれている。そして「形式的な理由及び推論を極力避け、實質的な理由及び推論に重きを置く商法學の新派の傾向を形成するのに直接に力があつた思潮としては、一方に自然法の再生ないし新自然法もしくは科學的自由探究という叫びがあり、他方に利益法學という主張がある」とされ、前者に關してジェニーの學說を、後者についてはミュレル・エルツバッハの學說を紹介されている。

このような法學の一般的傾向は、かの有名な「トエールに對立せるゴールトシュミットの學說と共に商法學に

多大の影響を與えその新しき傾向を發生せしめ且つ確立せしめるに至った」のである。商法學の新派の主張と舊派の主張との差異はどのようなものかという点と、「舊派の主張は論理主義すなわち嚴格な演えき、推理による形式論理の一貫、概念主義すなわち法學上の概念の一律性の把持と概念に基き新たな法則内容を發見すること、いわゆる法實證主義のうち、特に成文法尊重主義すなわち法源としての法典のみの尊重等がこれである。これに對して新派の主張は形式的な論理の一貫、概念の一律性とこれによる法規發見可能性ということよりはその論理なり概念なりの關係している社會關係の實質に著目し、商法の規定している事實關係の社會的・經濟的地盤を自然科學におけると同じく鋭く觀察し、また史的・比較法的研究を高度に用い、且つ補助科學（主として商業學・經濟學・社會學）の成果を利用することにより、その時代と場所における當該の商事法律關係に内在しその事物自然の性質に適合している法すなわち新自然法を發見し、これに法的技術を適用加工して問題解決の實定法を發見することである。換言すれば利益法學的見地に立っている

と全體の利益地位の考察に基きこれに適合する規範を發見し、成文法の明文に反しない限り（これを原則とするも例外もある）、これに可及的に近づくように目的論的に法の發見をすること」である。そして「この利益地位の考察、特に利益較量については原則として成文法に表現せられたところに基いてなすべく、このようにして法の安定性を保持できるが、しかし成文法の多くが骨と化している場合、たとえば海商法の領域においては成文法を離れてなす必要を生ずることがある」とされ、商法學のこの方法による發展を期しておられる。なお「民商二法統一論對商法自主性説の對立と並んで商法學における舊派對新派の主義を示すものとしてその法源論における商法典唯尊主義對實質的法源主義の對立が存する」とされている。

以上のような傾向の下においては「商大法學は從來より著しく有利の地位に立つと共に、商法學の發達と人類文化の進歩とのために従來よりもはるかに重要な任務を負擔するようになっていたといつても過言ではなく、「法學部の法學に比べ若干の特異性を有するものであ

る。「教授の例より見ると商科大学においては法學の教授は商業學、經濟學ないし社會學の教授と同一の學部において存在し、研究上の協力に便である立場にあるが、特に商業學については商科大学ほど、これを詳細な多くの部門に分けて研究をなし、且つ多くの研究者を置き得る大學は他に比を見ない」。従つて商法學の研究に當り商科大学においては、他に比べて最も完備している人的並びに物的設備を利用し、商業學、經濟學ないし社會學などの補助科學の成果を應用できると共に、商法學の對象である商事に關する事實關係に對する正確鋭利な觀察についても、助言や示唆を受け得るはずであるから、現時の商法學の方法の重點となつてゐる事物自然の性質に適する規範の發見、ジェニーのいわゆる客觀的所與すなわち彼の考えに基く自然法の發見、ミュレル・エルツバツハのいわゆる全體の利益地位の考察が容易かつ確實になり得るであらうと考へる。學生の側より見るも平素の講義及び指導においてこのような商業學、經濟學、社會學の方面の深遠かつ詳細な知識を授けられてゐるのであるから、これを商法學の方面と豫想できないほど密なる

商
法

關係があること、且つ近時の商法學の方法の重點より見てこの方面からする考察が問題の解決にしばしば決定的に重要なことを考へて、商業學、經濟學などの方面で學んだ知識、讀んだ文獻を商法學の方面に十分に利用し、商法學をこれらの補助科學と結びつけて理解したならば、商事法の専門家としても高き評價を社會から認められるようになることが多望である」と考へておられ、さらに二、三の例を示して、「社會はむしろ商事の裁判事件には商業學、經濟學に通じ、また商事の實際に通曉した法律家を要求することは大である」とされている。

この論文は又一橋法學の矜持を高める。蓋し、このよ
うな獨特といえないまでも、特色のある方法論を用いる
限りは、われわれは inferiority complex を持つ必要は
ないからである。

また米谷博士も同様の見解を次のごとく述べておられ
る。「近時、法學、殊に商法學が所謂概念的構成法學より
所謂自由法論、利益法學乃至目的法學に重點が加はりつ
つあることは否定出來ないのである。即ち、生活事象を
形式的法規のみによつて判斷することより、漸次實質的

秩序に觀察を加へつつ、形式的構成たる法規を運用する方向に、傾向的推移を辿りつつあることは無意識的に又意識的に一般の承認を有つてゐるのである。今日に於いては、法學自體が舊派の主張するが如く、概念的論理のみの重視ではなく、又法源の幾何學的推理のみの尊重でもなく、新派の主張するが如く、社會的・經濟的地盤を極度に觀察することによる事物自然の具體的秩序の法認識に轉回しつつあるのである。このことは經濟の實用の結果、生成したる商法に於いて、その方法として、特に強調せられなければならぬ。今や法學、殊に商法學は形式的法規を實質的所與に於ける構成的發現としての書かれたる條理として、これを中心に實質的生活地盤を觀察する學問であり、ロツコの所謂觀察科學 (Scienza di osservazione) でなければならぬのである。果して然らば、吾々は商法が社會的・經濟的地盤認識の温床たる商業經濟の學校に於いて、取扱はるべき特別の意味を理解しなければならぬ」(商法概論1營業法四頁以下)。

なお博士には「企業法の體系」なる獨文の論文 "System des Unternehmensrechts" (Hanseatischen Re-

chts- und Gerichts-Zeitschrift 1935 337 ff) がある。

(これは昭和十二年に有斐閣から出版されている。またマイツの著名な商法學者 Gierke (J. v.), Handelsrecht und Schiff-fahrtrecht 6 Aufl. 1949 S. 19 に参考文献として擧げられている。) この序文において博士は、商法の營業概念をもって民法に對する自主性を承認し、企業概念をもって商事行政法規を綜合し、しかも企業法の指導概念たる企業は權利の主體でも客體でもなく、營利を理念とするが一般利益へ方向づけられた社會性を有する制度とし、さらに企業法の擔當者は企業制度社會であり、企業の自主化はますますこれを明確化するとなし、商法と行政法との架橋の世界に、従來から名稱はあったが概念のなかつたいわゆる商公法を勞働法に追従するものとして社會法の衣を著せしめておられる。

このように見ると米谷博士は上述のすべての意味で一橋法學の推進者であるといえる。同博士は一橋學園に育つた關係から始めから法と經濟の綜合を試みようとなつた努力された。氏は別稿のごとく經濟法學者でもあったが、これよりも商法もしくは企業法學者として近時その著作

「約款法の理論」(昭和二九年)が學士院賞を得たことによつて、世間的にも有名になつた。氏の説は「約款法の理論」によつて集大成されたと見ることが出来るから、われわれはこれを論評することによつて一橋法學のあり方・傳統を反省する。

米谷博士は制度理論を基礎として制度法學を企業法並びに經濟法の領域に展開する。制度法學の特色は解釋法學というよりも實定法の意味づけであり法哲學・法社會學との綜合である。まず企業自體を約款の擔い手として出現させる。そしてこれを媒介として主觀的意思を基礎とする契約から企業の理念を實現する客觀的な約款そのものを展開させる。かようにして約款そのものは企業理念の所産たる一つの制度法である。しかし具體的の規範力を獲得するためには意思が必要であり、それが最低限度附合契約という形で現われる。そしてそこにまた「約款に據る契約」の多數性に基く制度現象がさらに展開される。このようにして意思・契約・附合契約もしくは規範契約を経て制度法に至るのである。そしてこの制度こそ以上のものをすべて含んだ高次のものと理解される。

商 法

田中誠二博士の著作が利益法學の影響の下に實定法の解釋を中心とされるのに對して米谷博士は獨特の制度法學を實定法に即して展開しようと努力される。方法論自體の批判はともあれこのような一つの方法的立場に徹して商法學の研究成果が世に問われたことは一橋法學にとって意義深いものといえる。

Dの意味の一橋法學の代表的著作として村上秀三郎博士の學位論文たる「商號及商號權論」(昭和一八年)があるが、この書は未發表なので直接同博士より借用した論文を基礎として素描を試みる。

本書は商號に關する最も精細な論文であつて犀利なる經濟的觀察と精緻なる法理論的研究からなるものであり、商學および經濟學などの補助科學にも通じておられることがうかがわれる。その内容は商號の歴史より説き起し、意義・種類・商號使用に關する説明をもって第一章總論とし、第二章以下において商號制度論・商號權の得喪および變更・商號讓渡論・氏名權・商號權の本質・商號權の保護・附不正競争防止法に説き及ぶ。印刷頁にして相當大部なものにならう。その結論の要旨は「未登記

商號は氏名と同じく人格權にして、これが登記せられるときはさらに排他專用權を獲得し、財産權的性格を帯有するに至る」ということである。これは多數説とほぼ同じであるので独自の説を立てたとはいえないけれども、その立論に當って豊富な文獻を引用し、殊にドイツの學說については普くこれを紹介し批判の勞を採っておられる。難點はもちろんあるが實務の傍らこれだけまともな上げた學問的意欲と努力に對しては敬意を拂いうるであらう。

次に忘れてならないのは大住達雄氏である。氏は今回の商法改正に際して改正委員として活躍されたが、實務の傍ら多くの著作を發表されている。しかも商法のみならず補助科學特に會計學にも造詣が深く、その著「商法と會計」(昭和二年)の序文において左のごとく述べておられる。「商法は企業の組織と行爲とを規制する法律であるから、企業が會計處理を行うに當つては商法の規定に準據しなければならぬことは當然である。従つて商法の規定を全く蹂躪した會計處理の方式を案出してこれが實施を企業に強いるが如きは許さるべきでないと同

時に、商法の規定もまた社會の實情を無視することのないうよう解釋して、實際の慣行に對してその合理性を見出してやらなければならぬ。今や企業の擴大化と取引の複雑化に對處して、完全なる企業會計制度を確立すべき時期に到達している。而してこれを樹立するためには、商法といわず、税法といわず、また證券取引法といわず、會計制度に關するすべての法規の調整を行いその間の不統一を是正することが急務であると信ずる。私はこの小著に於て企業會計に關する商法の規定を解説すると同時に、商法と他の法律及び實際の慣行との間に存する矛盾を指摘して、その解決を圖ることに努めた。」と。

四

一橋法學の特色として左の諸點を挙げうるのではなからうか。この點に關し全般的にはドイツのヴェステンドルフ・エルがコエルン南科大學教授在任中に次のように述べている。これは昭和八年に田中誠二先生がいち早く紹介されたところであるが、ここに再録する。

「これらの事實(商法學の新傾向のこと)を顧みると、

ドイツ商科大学における法學教育は明るく且つ從來顧みられなかつた照明の下に出現する。すなはち商大における法學教育はある方面では輕侮の冷笑で見下し得ると信じてゐるのにかかはらず、實は法の材料の目的論的透徹のための優れた學派をつくることとなるのである。どのやうな學部にも箱入として閉ぢ込められない法學が、經濟學並びに商業學の専門的代表者との直接活潑な思想交換ができる所こそは商科大学である。教育の直接の實際的要求が既にそれ自體として、法學教授がその法學的考察を商人に熟知せられた經濟的・技術的取引事實に結びつけることとなる所こそは商科大学である。それゆゑに法學がちやうど法學的概念の天空に無益によぢ登ることを斷念して直接なる生活の眞實の探究にしひられる所こそは商科大学である。現實生活の姉妹科學とのこのやうな密接な接觸が法學の上に收穫多き影響を與え得ることとは何びとがこれを争はんと欲するものであらうか？

あらゆる讓歩をしてもドイツ法學の將來は判決の實務家やドイツの法科大学の理論家の手中に存するのみではなく、商科大学もまた協力の任務を有することをいひ得る

商
法

であらう。商科大学もまた法學の生活眞實と生活價值とに對する配慮についてのその持分を要求する」(“Wissenschaftlicher, Studien zur modernen Entwicklung des Seetrachtungsvertrags.” Vorwort「海上運送契約の近世的發展の研究」序文より引用譯は田中誠二博士「商法學の近時の傾向と商大法學の地位」による)。

また本學において三十有餘年間講師をしておられた故加藤正治博士は次のごとく述べておられる。

「單に純粹な法律學ばかりやつて、技術的な法律はよく知つてゐるけれども、背景の經濟的知識がなかつたり、社會的な知識がなかつたりするやうな人が相當あるうけれども、最高裁判所などにはそういう(法律を經濟學と結びつけて學んだ)一橋出の裁判官が必要ですね。そういう需要を満たすためにはやはり今までの經濟學、商學等と結びつけた法律學をやらせるように、時間の組合せとか、そこに重きを置いてやつていつた方がよくはないか」(座談會「一橋法學の七十五年」一橋論叢二四卷四號)。

今は亡き博士のこの言をわれわれは肅として聽かねば

ならない。しかしながらこのことは學問的に方法論として採上げるときはかなり難しい問題を含む。商業學・經濟學の知識がそのまま法律學の理論に同化し得ないことは明かである。これらの補助科學の知識の中どれが法律的に採上げる價值があるか法學の立場に立って取捨選擇をせねばならない。従ってまず法學的立場を明確に把握する必要がある。これを強く意識することによって一橋法學が成り立つのでもしこれを輕視すれば商學あるいは經濟學の知識の集積になってしまう。われわれはこの特色に酔うことなく法學者として自ら厳しく反省する必要があるのではなからうか。この意味から徒らに概念法學を排斥すべきではない。何となれば概念法學こそ法學的思考訓練に一番役立つからである。ただわれわれは概念法學に終始してはならないのであって、概念法學を通して概念法學を超えねばならない。その超えた所で初めてわれわれは商業・經濟の知識をその分析に必要とする社會的事物を法學の對象とすることができる。かような法的素材になり得る社會的事物の把握を私はかつて「法の所與」(昭和一八年一橋論叢八卷五號四五頁以下)として論

じたことがある。利益法學も制度法學も一つの所與の構成と見るのである。またこのように解すれば前述の田中博士の船荷證券免責條款も米谷博士の約款も社會的事物としてまず取上げている。私も會社の法人性という代りに「企業の法人性」(一橋論叢一八卷五・六號及一九卷三・四號)としたのも企業の社會的事物としての把握から出發したからである。ただしこれは商法から見ての一橋法學であって他の部門からはこのような特色は見られないかもしれないが、こういう行き方も有り得るのではなからうか。

企業を社會的事物として把握することはそこに事物自然の性質もしくは條理または自然法學的要素の發見に努力をすることにならう。田中誠二博士の新自然法の立場も米谷博士の制度法學の立場もこのような條理の發見に努められておるのではなからうか。そしてこのような條理と法源の重要な一として理解するものである。

社會的事物の條理の發見は比較法的方法によって有效に行われる。従って一橋法學の特色の一端はこの比較法的方法にあるといえる。比較法の中で英・獨・佛はいう

に及ばず、商法の分野においてはイタリア法學が相當の範圍において紹介され、その長を攝取されている。故青山博士はイタリアに長く留學されその藏書もイタリア關係の法律書が頗る多い。また田中誠二博士は「イタリア司法大臣ロッコ教授の商法自主性説」をいち早くわが國に紹介されたのみならず、ロッコの商法原理 (Principi di diritto commerciale, 1928) を屢々引用される。米谷博士に至っては全般的にイタリアの特色ある法制および法學をわが國に紹介されたのみならず、氏自身碩學モッサと親交あり、その著 Diritto commerciale 1937 の影響を受けられたこと頗る大である。このようにイタリアの學問に著目し、これをできる限り忠實に咀嚼し、紹介し

ていることも青山博士以來の一橋法學の一特色といえよう。

要するに商に必要な知識の一であった商法はその實用性を保持しつつ、今日商法學として企業をその對象とするに至った。われわれはこの企業を法學的に研究するに當って、再び商業學、經營學、會計學、經濟學、政策學等の知識の綜合を必要とする。一橋法學は確に恵まれた學園的雰圍氣に育っている。しかし、われわれは法學徒としてその履む道に自己批判を不斷に加えねばならない。又この企業を國民經濟或はこれに準ずる廣い立場から政策的に規律しようとするとき、われわれは企業法から經濟法への過程に進まねばならない。(一橋大學教授)